

ID: 355

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	犬の鑑札の再交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法施行令 第1条の2		
法令番号	昭和28年政令第236号		
【根拠条文】 (鑑札の再交付) 第1条の2 市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があつたときは、鑑札を交付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日